



岐阜県犯罪被害遺児 激励金支給事業について

岐阜県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり犯罪被害遺児の方に激励金を支給しています。対象となる犯罪被害遺児の保護者の方は、住所地の市役所・町村役場へご連絡ください。

対象者 … 5月5日現在、岐阜県内に居住されており、犯罪被害により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいらっしゃらない場合にはそれに代わる方）を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む）で満20歳未満の方。

※ 犯罪被害とは、殺人や傷害致死など、故意の犯罪行為（人の生命または身体を害する行為）により害を被ることをいいます。

※ 国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

※ 犯罪被害遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。

激励金の額 …

1人当たり	乳幼児および小学生	15,000円
	中学生	20,000円
	高校生等	25,000円

※申請時から高等学校等就学中（20歳未満）まで支給されます。

書類提出先 … 住所地の市町村の担当課へお願いします。

お問い合わせ … 住所地の市町村の担当課または、
岐阜県庁 県民生活課 交通安全・コミュニティ係
電話：058—272—8205（直通）
E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp